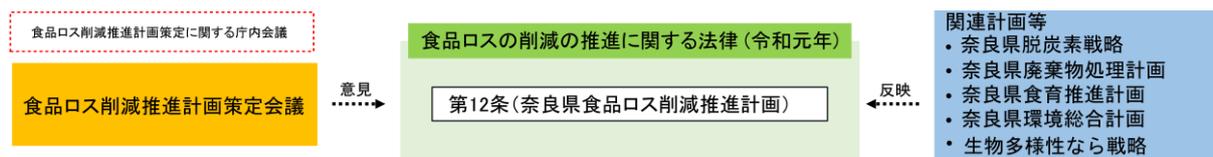


次期奈良県食品ロス削減推進計画策定に係る調査及び策定支援事業 業務説明書

第1 業務の目的

本県では食品ロス削減を推進するため、食品ロスの削減の推進に関する法律第12条第1項の規定に基づき、奈良県食品ロス削減推進計画(以下「計画」という。)を策定している。現計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5か年であり、今般、次期計画(令和8～12年度)の策定にあたって、現計画における施策の効果検証、及び課題抽出を踏まえた計画とするとともに、県内の食品ロスの現状を把握する必要がある。

本業務は、計画策定に係る調査及び計画策定支援並びに奈良県食品ロス削減推進計画検討会議等の運営等支援を目的とする。



<奈良県食品ロス削減推進計画の位置付け>

第2 一般事項

(1) 委託業務名

次期奈良県食品ロス削減推進計画策定に係る調査及び策定支援業務

(2) 委託期間

委託契約日から令和8年2月27日まで

(3) 委託上限額

4,950千円(消費税及び地方消費税を含む。)
支払いは委託業務の履行確認後、一括して行う。

(4) プロポーザルの性格

- ・本プロポーザルは公募型により実施
- ・本プロポーザルは、与えられた条件下で、参加者の調査・企画力について、「提案」を通して評価し委託業者を選定するものであり、調査等の業務は必ずしも委託業者の提案どおりに実施するものではない。

(5) 問い合わせ先

奈良県 食農部 豊かな食と農の振興課 企画係
〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県庁舎分庁舎5階
TEL: 0742-27-5424 FAX: 0742-26-6211

第3 業務の概要

(1) 計画策定に係る調査及び計画策定支援業務

- ① 計画策定に必要な基礎データの収集・整理及び評価
- ② 食品ロス削減推進に係る県民の意識調査・分析及び結果を踏まえた計画への反映に係る提案
- ③ 施策体系等の検討・提案
- ④ 指標及び数値目標等の検討・提案
- ⑤ 計画全体の取りまとめ(計画案の作成等)

※「奈良県食品ロス削減推進計画(2021-2025)」、「奈良県食品ロス削減推進計画事業進捗の概要」及び「奈良県脱炭素戦略」、「第5次奈良県廃棄物処理計画」、「奈良県食育

推進計画」、「奈良県環境総合計画」、「生物多様性なら戦略」等の分野別計画の内容を確認し、把握すること。

(2) 奈良県食品ロス削減推進計画検討会議及び奈良県食品ロス削減推進計画庁内検討会議に係る支援業務

- ① 会議等資料の作成
- ② 議事録の作成

(3) その他の業務

第4 業務の内容

(1) 計画策定に係る調査及び計画策定支援業務

別途発注者が示す期日までに、以下の①～⑤の業務を行うこと。作業の目安については、「第5 全体スケジュール【予定】」を参照すること。

① 計画策定に必要となる基礎データの収集・整理及び評価

本県、国及び他府県における食品ロス削減に係る現状を把握・整理した上で、課題を抽出すること。

② 食品ロス削減推進に係る県民の意識調査・分析及び結果を踏まえた計画への反映に係る提案

I. 目的 本県における食品ロス削減等に関する取組・施策等について、インターネットを活用し県民の意識や意向を調査・把握し、本県に有効な施策を提案すること。

II. 業務内容

(イ) WEBによる調査

ア. 実施回数
イ. 調査項目

1回(実施時期は県と協議のうえ決定すること)

受託者から設問原稿案を提案し、県と協議の上決定する。消費者庁の実施した「令和6年度 消費生活意識調査」から、次期奈良県食品ロス削減推進計画の指標に必要となる質問項目を抜粋・提案すると共に、脱炭素社会の実現に必要な食品ロス削減推進の県民の意識を確認する質問項目を提案すること。

ウ. 調査地域
エ. 標本回収数
オ. 設問数
カ. 調査対象

奈良県内

2,000サンプル

10問程度

県内在住の満18歳以上の男女に対するWEB調査
年代ごとに分け、男女比は半数ずつとする。

キ. 抽出方法
ク. フォームの仕様
ケ. サンプルの抽出

調査委託業者のモニターから無作為に抽出

WEBによる設問フォームとする。

性別および年代別構成と奈良県の人口構成との整合を図ること。世代ごとのサンプル数を参考の上、調査を行い、調査実施後、サンプルデータを豊かな食と農の振興課あて提出すること。

(ロ) 結果データの提出

調査期間終了後2週間以内に、単純集計結果データおよびクロス集計結果をエクセルファイルにより提出する。

なお、集計ツール等を提供される場合、クロス集計結果の提出は必要としない。

III. その他 業務の実施にあたっては、県と協議の上行うこと。

③ 施策体系等の検討・提案

本県の食品ロス削減等に関する現況・課題等を的確に捉えた上で、次期計画の基本理念を提案すること。また、上記内容を踏まえ、県民にとって分かりやすい次期計画の骨子案を提案すること。

④ 指標及び数値目標等の検討・提案

次期計画の事業進捗に必要な指標及び数値目標の設定について、国、地方公共団体等の事例等を参照し、候補のリストアップや絞り込み等を行い、提案すること。

⑤ 計画全体の取りまとめ(計画案の作成等)

奈良県食品ロス削減推進計画検討会議等の意見を踏まえ、次期計画案及び概要版を、別途県が指定する期日までに作成し、提出すること。なお、作成においては、環境省が公表している「地方公共団体向け食品ロス削減推進計画策定マニュアル」を参考とし、「奈良県食品ロス削減推進計画(2021-2025)」、「奈良県食品ロス削減推進計画事業進捗の概要」及び「奈良県脱炭素戦略」、「第5次奈良県廃棄物処理計画」、「奈良県食育推進計画」、「奈良県環境総合計画」、「生物多様性なら戦略」等の県の分野別計画との整合を図ること。

(2) 奈良県食品ロス削減推進計画検討会議及び奈良県食品ロス削減推進計画庁内検討会議に係る支援業務(開催予定:2回程度)

① 会議等資料の作成

上記第4(1)で調査した内容は、奈良県食品ロス削減推進計画検討会議及び奈良県食品ロス削減推進計画庁内検討会議において、基礎データとして使用するため、調査内容をとりまとめ、別途県が指定する期日までに提出すること。また、奈良県食品ロス削減推進計画検討会議及び奈良県食品ロス削減推進計画庁内検討会議で使用する発表用資料も別途作成し、提出すること。

これらの資料については、主にエクセル、ワード、パワーポイントとし、発注者と協議して決定する。なお、資料提出後も、発注者から受注者に対し、必要に応じて作業を求めることはある。

調査結果報告書(速報版)・・・提出部数1部、電子データにて提出
発表用資料・・・提出部数1部、電子データにて提出

② 議事録の作成

議事録は、検討会議開催後5営業日以内に、ワード形式にて逐語版及び概要版を作成し、発注者に提出すること。発注者より修正の指示があった場合は、修正し再提出すること。

(3) その他の業務

発注者と受注者は必要に応じ協議を実施する。発注者と受注者が打合せを行った場合、打合せ後5営業日以内に、ワード形式にて打合せ記録を作成し、発注者に提出すること。

第5 全体スケジュール【予定】

スケジュール	検討会等	委託業務	業務説明書記載箇所
7～8月		<ul style="list-style-type: none"> ●奈良県食品ロス削減推進にかかる意識調査 ・Webアンケート調査 ・現計画の現状と課題の整理 ・先進事例の調査 ・計画の指標の提案等 	第3(1)① 第3(1)② 第3(1)④ 第3(1)④
9～11月	第1回庁内検討会議 第1回奈良県食品ロス削減推進計画検討会議	<ul style="list-style-type: none"> ●次期計画素案の作成 ・概要版の作成 ●次期計画の策定 ・計画案の作成 	第3(1)⑤
12月	12月議会 パブリックコメント		
R8.1月	第2回庁内検討会議 第2回奈良県食品ロス削減推進計画検討会議	<ul style="list-style-type: none"> ●次期計画の策定 ・計画案の修正 	第3(1)⑤
2月	2月議会		
3月 公表			

第6 資料等の貸与

発注者が保有する行政資料について、業務遂行上必要であれば受注者に貸与するものとする。受注者は発注者の指示に従い、借用書を発注者に提出のうえ資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を発注者に返却しなければならない。

第7 成果品

業務完了後、以下の成果品を提出すること。なお、本業務の成果品については、発注者の検査を受けた後、提出するものとする。

- (1) 報告書(簡易製本) 3部
- (2) 収集した資料(文献等)の写し 3部
- (3) 上記の電子データを収めた媒体 CD-R 又は DVD-R 2枚

※電子データは、主にエクセル、ワード、パワーポイントとし、発注者と協議して決定する。

※成果品の提出前に、印刷製本用の電子データを先行して提出すること。時期は、別途発注者が指定する時期とするが、電子データ提出の想定時期は2月初旬とする。

第8 その他、業務上の注意事項

(1) 公契約条例に関する遵守事項

受託者は、奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、別記1「公契約条例に関する遵守事項」を遵守するものとする。

(2) 個人情報に関する取扱い

本業務において、個人情報の取扱いのある場合は、別記2「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。

(3) 再委託の制限に関する事項

原則として、本業務の一部または全部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ当該作業を完全に履行するために関与するすべての委託先(順次、再委託する場合は最終の委託先まで)を特定し、再委託の内容、そこに含まれる情報、その他再委託先に対する管理方法等を記載した書面を県に提出し、承諾を得た場合はこの限りでない。

(4) 成果物の著作権について

本委託業務の成果物の著作権については、すべて県に帰属するものとする(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)。著作者人格権についてはこれを行使しないものとする。

(5) その他

- その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに奈良県個人情報の保護に関する法律施行条例、奈良県会計規則及びその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うこと。
- 本業務説明書に記載されていない事項については、県の指示に従うこと。
- 本業務説明書の記載内容に疑義が生じた場合は、県と協議すること。

公契約条例に関する遵守事項(特定公契約以外用)

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額(同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。)以上の賃金(労働基準法第11条に規定する賃金をいう。)の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者(同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者(同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（収集の制限）

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（漏えい、滅失及びき損の防止）

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（従事者の監督）

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があること、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

（複写又は複製の禁止）

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

（資料等の返還等）

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

（取扱状況についての指示等）

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

（事故発生時における報告）

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（損害賠償等）

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

※甲は「奈良県」を、乙は「受託者」をいう。